

企画総務委員会 送付 8－15

旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止
および適切な比較検討を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 22 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年6月22日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 殿

陳情者



【陳情の件名】

旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情

【陳情の趣旨】 現在、千代田区が令和8年6月25日開札予定で手続を進めている「旧永田町小学校解体設計業務委託」の公募制指名競争入札に関し、仕様の不備および同時期発注の他案件との著しい不整合が認められます。このままでは適正な税金の執行が妨げられ、多額の公金が浪費される恐れが極めて高いため、当該入札手続きを即時中止し、十分な比較検討と一貫性のある方針への見直しを求めるよう、以下の通り陳情いたします。

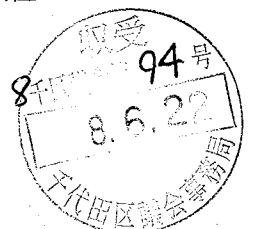
【陳情の理由】 本件解体設計業務の推進には、以下の通り重大な制度上の矛盾と、政策決定における比較検討の欠如が存在します。

1. 公募制指名競争入札の根幹を揺るがす不当な発注形態

区は本件を「公募制指名競争入札」に付していますが、発注仕様における解体範囲が「地上部分基礎躯体まで解体」という実務上多義的で曖昧な表現に留まり、さらに積算の前提となるべき「予定工事費」すら未定のままとなっています。本来、公募制指名競争入札は、明確な仕様に基づいて各業者が厳密に見積もりを競うべき制度です。解体範囲の深度も工事予算の枠組みも示されない中では、業者が同一条件で積算することは原理的に不可能であり、適正な価格競争が働きません。入札を単なる「最低制限価格の引き当てクジ」へと変質させるものであり、制度の趣旨を著しく逸脱しています。

2. 同時期発注の「旧外神田住宅」解体設計との著しい不整合

区が同時期に発注している「旧外神田住宅解体設計業務」においては、本件同様に跡地利用用途が「検討中」であるにもかかわらず、その解体範囲を「地下構造体を残し地盤面からマイナス500ミリメートルまで」と限定し、費用抑制と将来への柔軟性



を残しています。一方で、本件旧永田町小学校においては、同様の用途未定地でありながら、何ら合理的な比較検討を行うことなく、プールや外構樹木の撤去、さらには建築計画なき擁壁改修まで含む広範な破壊を先行させています。この同一自治体内における方針の二重基準（ダブルスタンダード）は、行政の一貫性と公平性を著しく欠くものです。

3. 手順の逆転による巨額の財政的損害（二重投資）のリスク

跡地利用の用途が決定していない段階で、プール解体や外構樹木等撤去、擁壁改修を行うことは、将来の再整備において「仕様が合わない」という事態を招き、再設計や再施工による「二重投資の無駄（公金の浪費）」を確実に発生させます。また、予算枠（予定工事費）を定めずに設計を先行させた結果、算出された工事費が区の財政計画を超過した場合、基本設計のやり直し（手戻り）による設計委託料の完全な無駄遣いが生じます。

【要望事項】

1. 令和8年6月25日開札予定の「旧永田町小学校解体設計業務委託」の入札手続きを即時中止すること。
2. 旧外神田住宅の事例等との整合性を踏まえ、費用対効果の観点から適切な比較検討を行い、解体の是非を含め、方針を再検討すること。